

# 高教組速報

2019年度

第6号

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

2019年11月19日

文責 寺田 杉

## 第4回確定交渉（11/18）

### 臨時的任用職員に扶養手当を支給すると回答

高教組は11月18日、19日確定交渉の第4回交渉を行いました。交渉には高教組から鍛冶委員長他5人が、県教委から上原教職員課長・本村人事管理監他6人が参加しました。交渉の冒頭、「重点要求署名」79筆（累計2173筆）を鍛冶委員長が県教委に追加提出しました。

#### 高教組の要求を反映し次の3点を回答

○住居手当について1年間の経過措置

○臨時的任用職員に扶養手当の支給

○教職員の負担軽減に向けた効果的な取組事例を県立学校に文書で提示

今年度の確定交渉の最後となる今回の交渉で、県教委は「これまでの議論を踏まえ、検討した結果」として、以下の3点について回答を行いました。

- ①住居手当の経過措置について、手当額が1000円を超えて減額となる職員について、20年度1年間は19年度3月31日に支給されていた当該住居手当の額から1000円を控除した額の住居手当を支給する。
- ②臨時的任用職員について、20年4月1日から正規職員と同様に扶養手当を支給する。
- ③県立学校の教職員の負担軽減に向けた効果的な取組事例を、県立学校に提示し、教職員の長時間労働の縮減に努める。

今年度の確定交渉では臨時的任用教職員の待遇改善と長時間労働の是正を重点要求としていました。ここ数年の課題であった扶養手当の支給と長時間労働是正のための効果的な取組事例の学校への提示は、高教組の要求を反映したものとなりました。

しかし「空白の1日」の解消と「給与の上限撤廃」について前進ある回答はありませんでした。

高教組：「教育長の『大胆な業務の削減をすべし』がきちんと学校に伝わる文書に」

県教委が「負担軽減の効果的な取組事例」を文書で提示すると回答したことに、高教組は池松教育長が言った

「大胆に業務削減をすすめないといけない」が現場にきちんと伝わるような文書を出すべきと求めました。今、求められるのはスクラップをどうするか、こういう形で業務削減ができないのかが前面にでるような文書が必要だと要求しました。県教委は「時間管理の部分と業務の削減の部分と両方併行してやるのが大切、業務の負担の軽減について、一気にやれることと丁寧に時間をかけて協議をしてやる部分がある。」「（業務削減を）一気に提示する場面も必要だが、丁寧にしたい。せつかく業務を削減するのであれば、学校に効果的で生徒にも教育的効果が落ちたりしないようにしていきたい。検討していく時間をほしい。」としました。高教組は現場の議論とかみ合うように少なくとも、来年度の学校行事を検討する時期までに文書を出すことを求めました。

高教組：「学校説明会等は勤務時間外の回数を控えるよう県教委は指導すべき」

県教委：「回数や時間の短縮、勤務時間内に収まるような工夫は必要」

高教組は、生徒募集等の勤務時間外の業務を「割り振り変更」にすることを強く求めました。県教委は「振り替え」が可能かどうか、他県の状況もあわせながら時間をかけて研究していく課題とし、併行して働き方改革、業務削減をすすめていきたいとしました。高教組は「すぐに『割り振り』ができないなら、勤務時間外にやる回数を控えてください、また回数が適切なのか検討してください」ということを県教委は指導すべき」と要求しました。県教委は「回数や時間の短縮、勤務時間内に収まるような工夫は働き方改革と併行してやらないといけない」と回答しました。

今年度の確定交渉では扶養手当の支給の大きな前進がありました。「重点要求署名」にご協力いただきありがとうございます。

教職員の要求実現のためあなたも高教組へ